

精神不安定に陥った学生に対する大学の安全配慮義務

星野 豊

- ・東京地判平成31年2月27日平成28年(ワ)18926号
- ・東京高判令和2年11月25日平成31年(ネ)1620号

大学にとって、学生は指導教育の対象であり、在学中に何らかの事情により精神的に不安定な状態に陥った場合には、当該学生の安全に配慮する義務が、平常時以上に求められることとなる。また、かかる精神的に不安定な状態に陥った原因の全部又は一部が、大学における指導教育体制あるいは指導教育内容にあった場合には、大学における指導教育に不備があったものとして、法律上の責任を負うべきであることも論を待たない。

本稿では、大学院生が、自己の性的指向を同級生に SNS 上で第三者に開示されたことから精神的に不安定となり、大学内の建物から転落して死亡したことに関して、遺族が大学の指導教育上の責任を追及した事案を取り上げ、大学における学生個人間の関係性に係る指導教育のあり方について考えてみたい。

【事実】

亡 A は、被告 Y 大学大学院に在籍していた男子学生であり、同じクラスに所属していた被告男子学生 Z と、親しい友人関係にあった。A は、平成27年4月頃、Z に対して SNS を通じて愛情の告白をしたが、Z はこれに対し、「友人のままでいよう」という趣旨の回答をした¹。

同年6月下旬頃、Z は、A も加わっていた大学院同級生数名で構成される SNS 上で、「お前がゲイであることを隠しておくことは無理だ、ごめん A」と投稿した。これに対して A は、やや時間が経過した後、「そうだと、それで何かある?」「これもしかしたら、同性愛者の人権問題来るんじゃない?」と投稿した。

A は、Z の投稿があったことから、同性愛者であることを周囲の友人たちに知られたと感じて強い精神不安となり、医師から抗不安薬の処方を受けたり、大学院担当の B 教授に大学院を辞めたい旨を相談したり、大学の設置するハラスメント相談室に対して Z からの謝罪やクラス替え等を求める相談をしたりした。相談を受けた B 教授は、A から当初相談を受けた際には、A のような者にこそ是非法曹となって欲しいと励まし、同性愛者であることを公表している弁護士を紹介したりしたが、Z 及びその周囲の学生らから事情を聞いた後は、A と Z とが個人的に話し合って解決すべき問題であると考え、B が A と Z との間に積極的に介入するのではなく、A ないし Z から何らかの申出があるのを待って対応するとの姿勢を示すようになった。また、ハラスメント相談室の担当職員は、A からの相談を受け、相談に来る度ごとに A の様子をやや詳細に観察し、相談室長 C に報告を行っていたが、A が態度も文章もきちんとしていたこと等から、基本的には A の相談内容と A の心境を A 自身の口から語らせる対応を取り、A からハラスメント事案としての申立を行わせるため、関連資料等を調べるよう A に対して伝えていた。さらに、Y 大学の学校医 D は、ハラスメント相談室から照会を受け、A に対して大学付近のメンタルクリニックを紹介したが、相談員から A がセクシャリティについて悩んでいるとの申し送りを承け、知人である他のクリニックを紹介する等した。なお、D は、A が死亡する直前に A と面談をしており、A に対して、体

1 Z の主張によると、その後 A は Z に対して、プレゼントをしたり、Z が知りたがっていた情報をインターネット等で詳細に検索して知らせたり、2人だけである時に身体を接触させようとしたりするようになり、Z は周囲の友人たちに密かに相談していた、とのことであり、A と Z との SNS 上のやりとり等が証拠として提出されているが、A と Z とが2人だけになった際における A の言動については、Z の主張があるのみである。

調が優れないのであれば授業に無理に出席する必要はなく、必要があれば学校医としての意見書を書く旨を申し向けている。

他方、Aは、家族(父母及び妹)に対しては、Zの氏名やZの行動の詳細を伝えることなく、「親しい友人にひどいことをされた」等と言うのみであり、家族は心配しながらも、Aに対して詳細を問質することはしなかった。また、家族によると、Aは元来友人付き合いが多く明るい性格であったが、7月以降は家族と一緒にいようとするのが極めて多くなり、実家に帰省していた際にはリラックスした様子であったが、8月下旬の大学院での授業への出席が必須であったことから大学に戻っていった、とのことである。

8月下旬、Y大学で大学院の必修授業が行われていた際、Aは大学の建物から転落して死亡した。この日は、前記のとおり学校医Dが死亡の直前にAと面談をしていたほか、本来ハラスメント申立のための関係書類をAが調える筈であった日であり、また、翌日には、Aの母が上京してくる予定であった。

Aの父母である原告X1及びX2(以下、一括して「Xら」という)は、SNSに投稿したZに対して、Aが同性愛者である事実を本人の承諾なく第三者に公表したことが不法行為に当たるとして損害賠償を求めると共に、Y大学に対して、同性愛者であることを周囲に知られて精神不安となったAが相談してきた際に適切な対応を怠ったため、Aが死亡するに至ったとして、損害賠償を求めて提訴した²。

なお、ZとXらとの間では、平成30年1月に和解が成立しているが、Z側からの申立により記録の閲覧制限がかけられているため、内容は不明である³。

【第1審判旨】 請求棄却。

① 「Xらは、Y大学が、本件大学院の学生に対し、性的指向が人権として尊重されること及びセクシュアル・マイノリティをからかうことがセクハラに当たることを講義又はガイダンスなどで具体的に教授する義務に違反したことにより、本件アウトティングが発生した旨を主張する。」「しかし、Zは、本件アウトティングをする以前から、性的指向が人権として尊重されること及びセクシュアル・マイノリティをからかうことがセクハラに当たることを認識していたと認められ、Y大学において、Xらが主張する内容を講義又はガイダンスなどで教授していれば、Zによる本件アウトティングが発生しなかったといった事情を認めるに足りる証拠はない。」「そうすると、Xらが主張する安全配慮義務違反により、本件アウトティングが発生したということではできないから、その余の点について判断するまでもなく、Xらの本件アウトティングの発生に係る安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求は、理由がない。」

② Xらは、B教授、Cの指揮下にあるハラスメント相談員及びD医師が、それぞれ、Aの不安の緩和や救済のための対応を適切に行わなかったことが、安全配慮義務に違反すると主張する。しかしながら、B教授らとAとの各応答に係る各証拠及び各認定事実によれば、Xらの主張する事実自体がそもそも認められないか、あるいはAがB教授らとの各応答の中で、かかる対応を望まない旨を表明していること、また、Cの指揮下にあるハラスメント相談員やD医師は、Aとの応答に関して守秘義務を負っており、第三者との情報共有に関して慎重に行動しなければならない以上、B教授らがそれぞれXらの主張する対応をXらの主張する時期に行わなかったとしても、本件におけるB教授らの各対応が安全配慮義務に違反するということではできない。

2 提訴した理由ないし事情について、Xらは、Aの死亡直後のY大学の対応が、Aが同性愛者であったことを告げたのみで、他の情報の開示や説明をしようとしなかったこと、また、Y大学から他の学生に対してAの葬儀等に出席しないよう指示したこと、さらに、Y大学が説明をすると申し向けてきた際、Xらが弁護士を同伴させる旨を伝えたところ、大学が説明を中止したこと等から、裁判を提起する以外に真実を明らかにする手段がなかった、と当事者尋問で述べている。

3 他の書類によると、口外禁止条項が含まれているとのことであるが、具体的な内容は不明である。また、Y大学とXらとの間についても、和解協議が1年近くわたって行われ、裁判所からは、Y大学からXらに対する解決金の支払や、和解内容の第三者への秘匿等を含む和解案が示されたようであるが、Y大学が和解案を受け容れなかったため、打切となっている。

【控訴審判旨】 控訴棄却。

⑪ 「確かに、本件アウトティングは、Aがそれまで秘してきた同性愛者であることをその意に反して同級生に暴露するものであるから、Aの人格権ないしプライバシー権等を著しく侵害するものであって、許されない行為であることは明らかである（認定事実によれば、AとZとの間に少なからざる葛藤があった可能性がうかがわれるが、そうであったとしても、そのことは本件アウトティングを正当化する事情とはいえない。）」

⑫ Xらは、クラス替えを直ちに行わなかったことが安全配慮義務違反であると主張するが、Y大学内部では、クラス替えを行うことが必要であるとの認識が形成されていたものの、「Aがクラス替えを希望するかどうかについて未だ結論が出ていない状況において、Y大学がAの意思いかんにかかわらず直ちにA又はZのクラス替えをしなければならない緊急かつ切迫した事情があったとまでは認め難く、クラス替えをしなかったY大学に安全配慮義務の違反があったということはできない。」

⑬ Xらは、夏期休業期間中の必修授業について、グループ分けや評価方法上の調整により「AがZと接触することなく授業を履修できるようにして、心身の不調を生じさせる危険の除去と回避の方策を採るべき義務があった」旨主張するが、既に決定されていたグループ分けを急遽変更することが困難であったことは想像に難くなく、また、AとZとが同一のグループ内で相対しなければならぬ状況が生じない程度の調整は行われており、また、A自身からも特段の調整についての希望が伝えられていなかった以上、Y大学が必修授業の実施に際してXらが主張する対応等を行わなかったとしても、安全配慮義務に違反するということとはできない。

⑭ 「Xらは、当審の口頭弁論の終結後、Aが本件大学院の校舎から転落した直後に、教職員が本件大学院の学生に対して転落事故についての説明をした事実及びその事実をY大学が隠していた事実並びに本件転落死について本件大学院職員が学生から事情聴取した事実が新たに判明したとして、口頭弁論の再開及び期日指定を求める申立書を提出しているが、Aの本件転落死後の上記各事実の存否によって、Y大学のAに対する安全配慮義務違反又は環境配慮義務違反の有無に関する上記結論が左右されるものではない。」

なお、控訴審判決に対してXらは上告及び上告受理申立を行わず、本件の判断は確定した。

【評釈】

本件は、Aが同性愛者であったことが裁判外ではとりわけ注目されたこともあって、本人の同意なしに性的指向を第三者に開示することの違法性に対して、強い関心が向けられたことが特徴である⁴。

しかしながら、同性愛であると否とを問わず、本人の同意なく不用意に性的自己決定に関する事項を第三者に開示することが、本人に対して精神的打撃を与えうることは当然であり、このような行為を不法行為の範疇に属すると一般的に考えることも、性的自己決定に関する事項が強度のプライバシーの一種である以上、特段異論の生じうるものではない。かつ、本件においては、Aの性的指向を第三者に開示したZ本人については、第1審の途中でXらと和解が成立している。従って、本判決の議論の焦点は、第1審においても控訴審においても、専ら大学の指導教育上の安全配慮義務違反があったか否かの問題に収斂されたものと見るべきであり、控訴審がZの行為の不法行為性について明文で判示したとしても、当然のことを確認したに過ぎないものと言うべきである⁵。

本件における判示事項を検討すると、第1審判決も、控訴審判決も、極めて具体的な事実認定を詳細に行い、個別の事実関係に照らして、Xらの主張するY大学の安全配慮義務違反を否定しているが、全体として、ZのAに対する行為については、両者の個人的関係から派生したものと認識に立ち、大学の

4 本件については、「一橋大学アウトティング事件」等のキーワードで検索することにより、多数の議論に接することができる。

5 また、Zの責任に対する関係での判示であればともかく、Y大学の責任との関係において、この判示を行う必要が理論的であったかについては、疑問の余地がないではないが、この判示が本件の判断を確定させることに事実上与ったことは、否定できないように思われる。

指導教育上の責任を、およそ学生に対して大学が負うべき、抽象的一般的な範囲に限定しているものと考えられる。すなわち、大学、特に大学院に在籍する学生については、全員が成人である以上⁶、学生の私生活あるいは私的な事項に関しては、各自の自律的な判断が尊重されるべきであり、大学としては、他人に対する個人的関係性において配慮すべき事項を、学生個人がそれまでの生活であまり認識してこなかったと思われる事項まで含めて、一般的に注意喚起すれば足りる、また、具体的に発生した事件に対しても、基本的には各当事者のそれぞれ意向に配慮しつつ、両当事者による自律的解決が図られることを側面から支援することを以て、大学としての指導教育上の義務は果たされている、との考え方を基盤とするものと思われる。

実際、学生間で私的な事項に関して紛争が発生した場合、一方の行為が重大犯罪に属するものでない限り、大学としてはどちらか一方の味方となることは必ずしも妥当ではなく、両当事者に対して指導教育上必要な配慮を行うことにより、紛争の自律的解決を側面から支援するほかない。これは、一方あるいは双方の当事者が精神的に不安定になっている場合についても基本的に同様であり、大学がどちらか一方の当事者の代理人的な行動をすることは、教育機関としての範疇を踏み出し、大学自身としての利益を守るための行動と理解されることとなるであろう⁷。

しかしながら、教育機関である大学としては、学生間で紛争が生じ、少なくとも一方当事者が精神的に不安定となっている場合には、そこから派生しうるあらゆる事態を予測しつつ、具体的な対応を取ることが、当然求められてしかるべきである。そして、精神的に不安定な状態に陥った者が起こしうる行動のうち最も避けるべき事態は、関係者あるいは第三者の人身被害が及ぶことであり、この中には当事者の自殺のおそれも含まれることが明らかである。この場合において、両当事者に対する大学としての中立公平との立場を形式的に貫くことは、各当事者、特に精神的に不安定になった当事者に対して、孤立感、場合によっては絶望感を増幅させる危険性すらあるわけであり、大学自体が当該当事者の味方となることができないとしても、当該当事者の精神安定のために貢献できる存在を、探索あるいは紹介することが、必要となるべきである。

以上の観点からすると、本件における Y 大学は、Z と A との間で生じた事態が個人的な関係に起因するものと判断し、成人に達していた A の自主的判断を尊重しつつ、あくまで中立公平な立場を貫こうとしたために、かえって A を精神的に追いつめた可能性があるように思われる。また、大学院での授業体制についても、Z や A の行動についても、理論的に派生しうるあらゆる事態を想定した上で、各自の精神的な状況に応じた注意喚起を具体的に図ることが必要であったにもかかわらず、両当事者を共に自身の考え方に基づいて行動させるといふ、ある観点からは原理的に望ましい形で、いわば事実上放置したために、A の死亡という事態の一因を担う結果となったものと考えざるを得ないように思われる⁸。

但し、Y 大学の対応が、本件において事実上後手に回った原因は、A が同性愛者であるという事実をある意味で重く受け止めすぎたため、精神的不安に陥っている学生一般についての対応を適切に適用することができなかつたためと思われる。この点は、本件訴訟における X らの主張内容、及び、X らを支援する第三者の各種言説についても同様であって、A が同性愛者であるという事実を過剰に強調するあまり、精神的不安定に陥った学生一般についての大学としての対応が十分でなかつたことの論証が、適切に行われなかつた可能性が否定できないように思われる。従って、本件における X らの主張は、Z に対するも

6 近い将来においては、大学院生のみならず学部学生もごくわずかな例外を除いて全て成人となる以上、本文の解釈は学部学生に対しても同じく適用されることとなるものと考えられる。

7 もっとも、大学が、当該紛争に関して、一方又は双方の当事者から法律上の責任を追及される可能性がある場合には、大学自身の利益が関係してくることが避けられず、その場合において大学として採るべき合理的行動の基準については、単なる中立公平だけでは維持できなくなってくる可能性もないではない。この点は、大学が将来において法律上の責任を追及されることを懸念して、事実関係等の認定を曖昧にしまい、一方当事者（多くは加害行為をした側となる）に事実上有利となるような結果をもたらすことを防止するために、本格的に検討しなければならない問題である。

8 この点について、控訴審判決は、短期間で授業体制等を調整することが困難であったと判示しているが、事態発覚直後であればともかく、夏休み期間を挟んで開催された授業である以上、一方又は双方の当事者を事実上参加させない方法を採用すること、その他の合理的な方法を検討する時間は充分あったものと言わざるを得ないから、結局、その直後の判示である、A から特段の要望が寄せられていなかった、との事実に基づいての判断と考えるほかない。

のとしてはともかく、Y大学に対するものとしては、理論的に直結しない事情を強調しすぎたため、裁判所は、第1審も控訴審も、一般論としての大学の指導教育上の安全配慮義務に関する判断を、個別の事実関係に照らして淡々と下したものであるべきであり、Aの個別の精神的不安定の状況に関する裁判所の判断は、あくまで本件におけるXらによる主張立証に対する個別的判断としてなされたものと評価すべきである⁹。

以上のとおり、本件を同性愛者に関連する事件として先例化することは、理論上も実務上も、決して有益な成果をもたらすものとは言えないように思われる。大学の指導教育は、学生が同性愛者であるか否かにかかわらず、等しく適切に行われるものであり、同性愛者であることによる特別の配慮の必要性は、仮にあったとしても、当該学生の個人的な状況に基づく個別の配慮の範囲内に留まるものである以上、大学としては、常に冷静に状況を直視し、教育機関として最も合理的な対応を図ることが、現在においても今後においても、必要であると考えられる。

（了）

（人文社会系准教授）

9 但し前述のとおり、控訴審においてZの行為が不法行為であると判示されたことは、理論的な評価としてはともかく、社会的効果としては極めて大きなものであったと考えられる。